

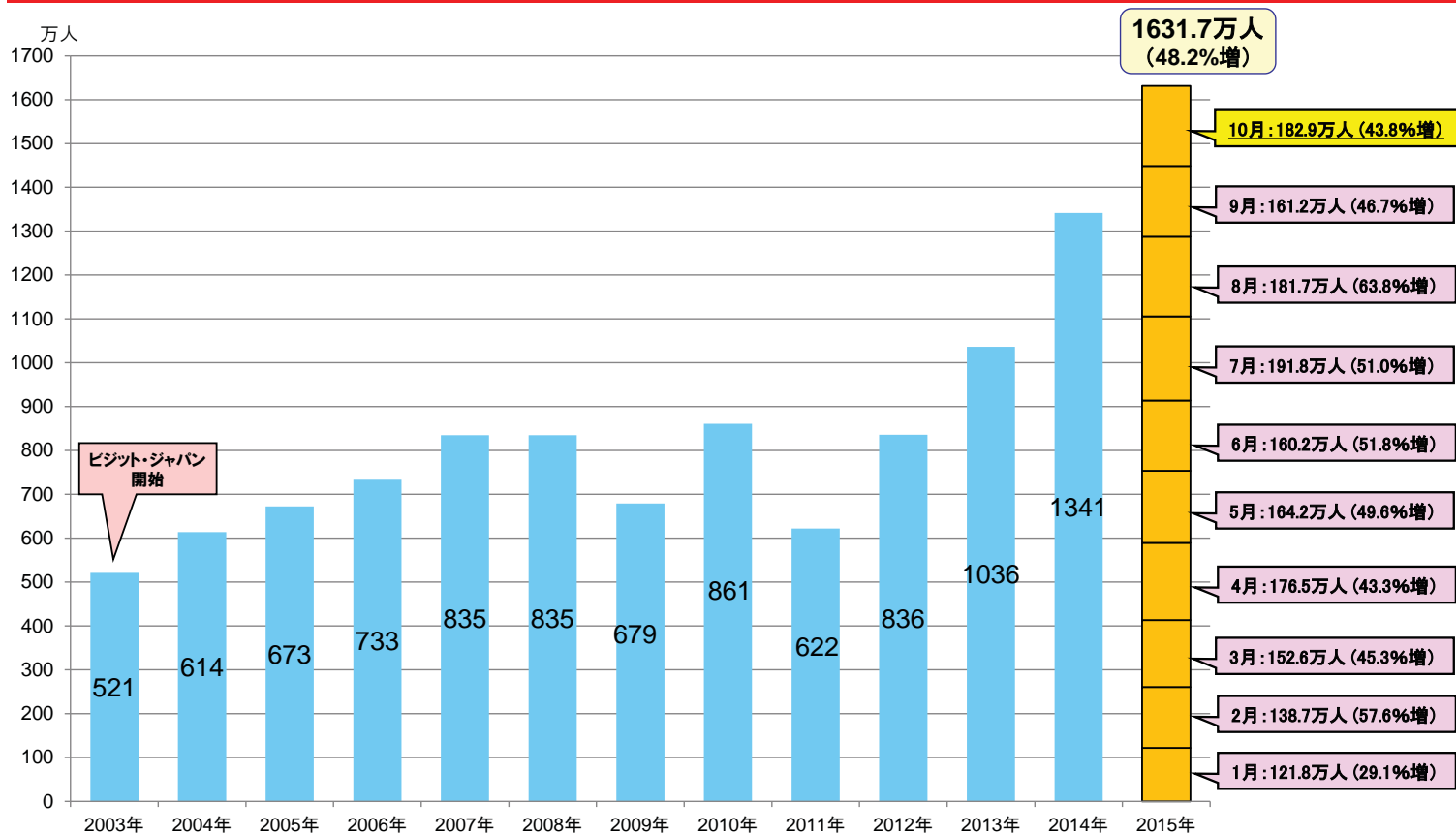
宿泊需給の状況・旅行業法の概要



国土交通省
観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

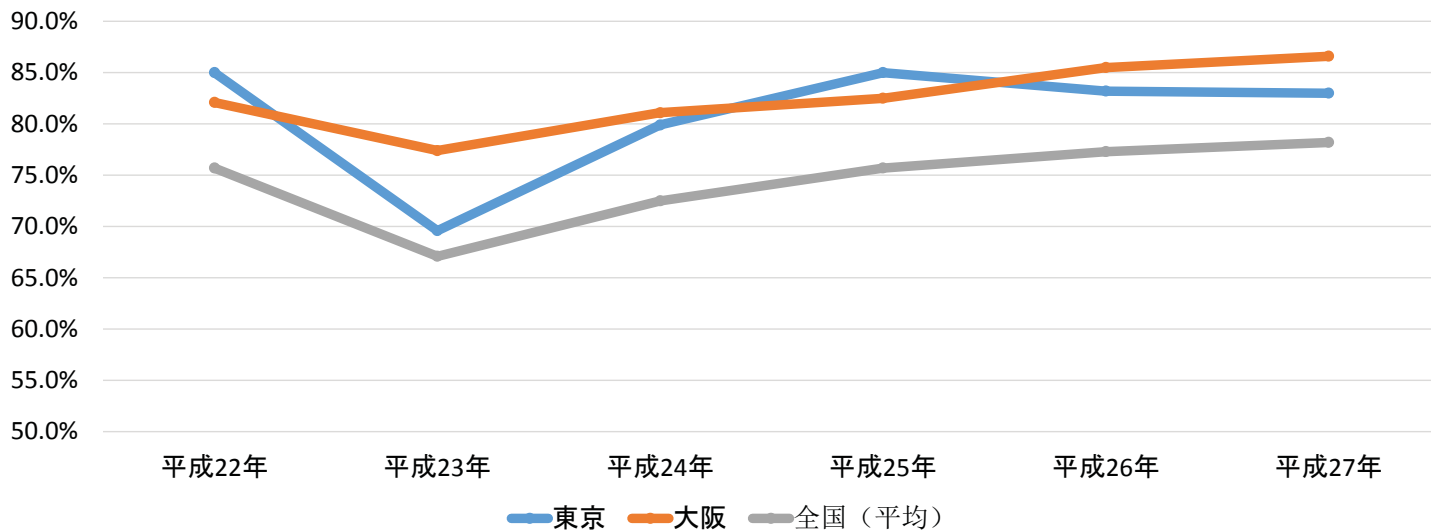
訪日外国人旅行者数の推移



注) 2014年以前の値は確定値、2015年1月～8月の値は暫定値、2015年9月～10月の値は推計値、%は対前年(2014年)比

出典: JNTO(日本政府観光局)

シティホテル客室稼働率の推移(東京・大阪・全国平均)

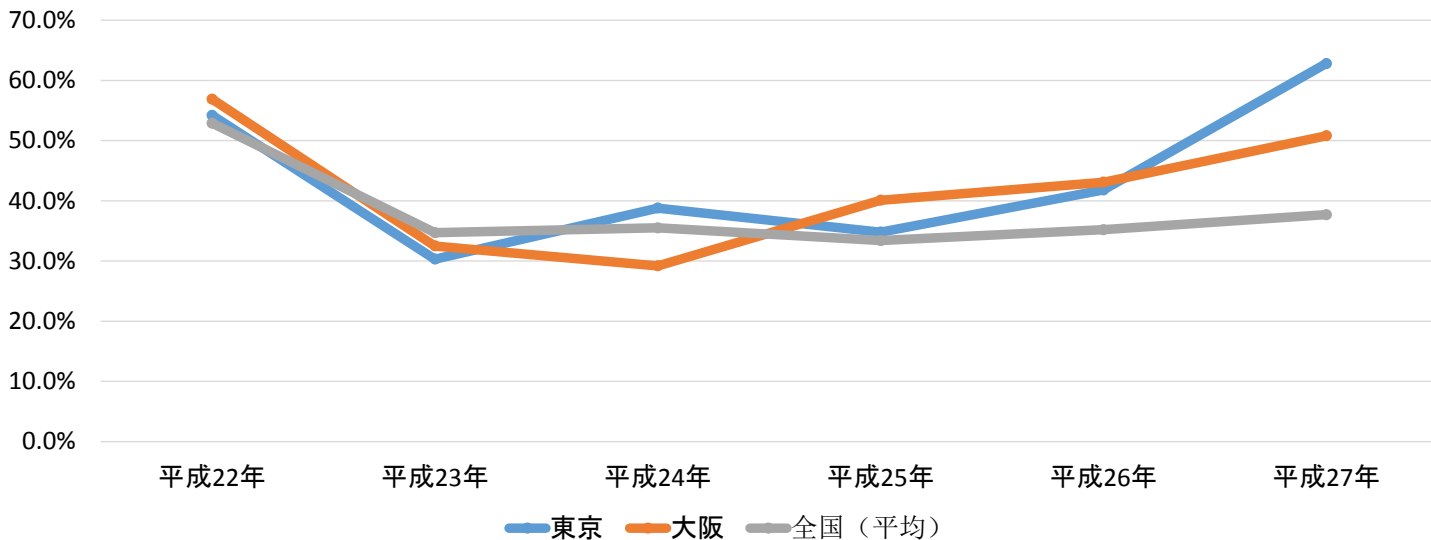


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
東京	85.0%	69.6%	79.9%	85.0%	83.2%	83.0%
大阪	82.1%	77.4%	81.1%	82.5%	85.5%	86.6%
全国(平均)	75.7%	67.1%	72.5%	75.7%	77.3%	78.2%

※平成27年は1月～8月までの平均値

出典:観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成

旅館の客室稼働率の推移(東京・大阪・全国平均)



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
東京	54.2%	30.3%	38.8%	34.8%	41.8%	62.8%
大阪	56.9%	32.5%	29.2%	40.1%	43.1%	50.8%
全国(平均)	52.9%	34.7%	35.5%	33.4%	35.2%	37.7%

※平成27年は1月～8月までの平均値

出典:観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成

趣旨・目的（法第1条）

- 「旅行業務に関する公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を図るため、①**旅行業者について登録制度を実施**するとともに、②**消費者を保護するための義務を旅行業者に課すもの**。

主な義務

- ◎ 営業保証金の供託義務（法第7条）
- ◎ 旅行業務取扱管理者の選任義務（法第11条の2）
- ◎ 旅行業務約款の策定義務及び認可制度（法第12条の2）
- ◎ 取引条件の説明義務・書面交付義務（法第12条の4）
- ◎ 契約書面の交付義務（法第12条の5）

旅行業の定義（法第2条第1項）

- 報酬を得て、旅行者と運送・宿泊サービス提供機関の間に入り、旅行者が「運送又は宿泊のサービス」の提供を受けられるよう、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画や個々のサービスの手配をする行為。

「運送又は宿泊のサービス」の意義

- ◎ 運送事業者、宿泊事業者により、事業として提供されるサービスを言い、「宿泊のサービス」は、旅館業法に基づく「旅館業」に該当するサービスを言う。
- ◎ 「民泊サービス」についても、個々の民泊の行為が旅館業法に基づく「旅館業」に該当する場合、当該「民泊サービス」を仲介する事業は「旅行業」に該当する。その場合、仲介事業者は、旅行業法に基づく登録を受ける必要がある。